

障害を理由とする差別の解消に 関する対応要領について

保健福祉局高齢障害部
障害者自立支援課

第1章

障害者差別解消法及び 基本方針について

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

(障害者差別解消法(平成25年法律第65号))の概要

障害者基本法 第4条 基本原則 差別の禁止

第1項

障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止

何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

第2項

社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止

社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

第3項

国による啓発・知識の普及を図るための取組

国は、第1項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

具体化

I. 差別を解消するための措置

不当な差別的取扱いの禁止

国・地方公共団体等

法的義務

事業者

合理的配慮の提供

国・地方公共団体等

法的義務

事業者

努力義務

具体的な対応

- (1) 政府全体の方針として、差別の解消の推進に関する基本方針を策定（閣議決定）
- (2) 国・地方公共団体等 ⇒ 当該機関における取組に関する対応要領を策定 ※地方の策定は努力義務
事業者 ⇒ 主務大臣が事業分野別の対応指針（ガイドライン）を策定

実効性の確保

●主務大臣による事業者に対する報告徴収、助言、指導、勧告

II. 差別を解消するための支援措置

相談・紛争解決

●相談・紛争解決の体制整備

地域における連携

●障害者差別解消支援地域協議会における関係機関等の連携

啓発活動

●普及・啓発活動の実施

情報収集等

●国内外における差別及び差別の解消に向けた取組に関わる情報の収集、整理及び提供

障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針の概要

第1 差別の解消推進に関する施策の基本的な方向

法制定の背景／基本的な考え方（法の考え方など）

第2 差別の解消措置に関する共通的な事項

1 法の対象範囲

- 障害者 心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの
- 事業者 商業その他の事業を行う者
- 対象分野 日常生活及び社会生活全般が対象（雇用分野は障害者雇用促進法の定めるところによる）

2 不当な差別的取扱い

障害者に対して、正当な理由*なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する、場所・時間帯などを制限する、障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどによる、障害者の権利利益の侵害を禁止

※客観的に見て正当な目的の下に行われ、目的に照らしてやむを得ないといえる場合

3 合理的配慮

行政機関等や事業者が、事務・事業を行うに当たり、個々の場面において、障害者から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合に行われる必要かつ合理的な取組であり、実施に伴う負担が過重でないもの

（例）段差に携帯スロープを渡す／筆談、読み上げ、手話などによる意思疎通／休憩時間の調整 など

第3、4 差別の解消措置に関する基本的な事項

1 基本的な考え方

- 不当な差別的取扱いの禁止 ⇒ 行政機関等及び事業者において一律に法的義務
- 合理的配慮の提供 ⇒ 行政機関等は法的義務、事業者は努力義務

2 対応要領／対応指針

位置付け、作成手続き、記載事項

3 地方公共団体等における対応要領に関する事項【※対応要領のみ】

対応要領の作成は努力義務（国は技術的助言などの支援）

3' 主務大臣による行政措置【※対応指針のみ】

事業者からの照会・相談への対応
報告徴収、助言、指導、勧告

第5 その他重要事項

1 環境の整備

合理的配慮を的確に行うためのバリアフリー化等の事前的改善措置

2 相談等の体制整備

既存の組織・機関等の活用・充実

3 啓発活動

行政機関等／事業者における研修、地域住民等に対する啓発活動

4 地域協議会

差別解消の取組を推進するため、地域の様々な関係機関をネットワーク化

5 施策の推進

国内外の情報の収集・整理、必要に応じて基本方針、対応要領及び対応指針の見直し

1 「障害者」は、いわゆる障害者手帳をもっている人に限られない

法の対象となる障害者は、いわゆる「社会モデル（※）」の考え方を踏まえた障害者基本法に規定する「障害者」と同じです。

つまり、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」が対象となります。

したがって、いわゆる障害者手帳をもっている人に限られません。

※社会モデルとは

障害者が日常・社会生活で受ける制限は、心身の機能の障害のみならず、社会における様々な障壁と相對することによって生ずるものという考え方。

2 すべての分野の事業者が対象

法の対象となる事業者は、分野を問わず、商業その他の事業を行う者です。（地方公共団体の経営する企業及び公営企業型地方独立行政法人は、事業者となります。）

個人事業者やボランティアなどの対価を得ない無報酬の事業を行う者、非営利事業を行う社会福祉法人や特定非営利活動法人なども、同種の行為を反復継続する意思をもって行っている場合は事業者として扱われます。

3 「不当な差別的取扱い」の考え方

障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否すること、提供に当たって場所や時間帯などを制限すること、障害者でない者に対しては付けない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害することは、不当な差別的取扱いとして禁止されます。

なお、障害者割引の適用や各種手当の給付など、障害者に対する必要な特別の措置は、不当な差別的取扱いとはなりません。

4 「正当な理由」があると判断した場合

正当な理由となるのは、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが、客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合です。

正当な理由に当たるか否かについては、個別の事案ごとに、障害者、事業者、第三者の権利利益（例：安全の確保、財産の保全、事業の目的・内容・機能の維持、損害発生の防止等）及び行政機関等の事務・事業の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要です。

正当な理由があると判断した場合は、障害者にその理由を説明するとともに、理解を得るように心がけてください。

5 「合理的配慮」の考え方

個々の場面において、障害者から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明（※）があった場合に、実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、合理的配慮を提供することとされています。

合理的配慮は、行政機関等においては、率先して取り組む主体としての法的義務ですが、事業者については、障害者との関係が分野ごとに様々であることから努力義務とされています。

※意思の表明とは

意思の表明に当たっては、言語（手話を含む。）のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達などの必要な手段（通訳を介するものを含む。）により伝えられる。（障害者の家族、支援者・介助者、法定代理人等、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含む。）

合理的配慮は、障害の特性や求められる場面に応じて異なり、さらに、その内容は技術の進展、社会情勢の変化等に応じて変わり得るものです。

基本方針では、現時点における具体例として、

- ・ 物理的環境への配慮（例：車椅子利用者のために段差に携帯スロープを渡す）
- ・ 意思疎通の配慮（例：筆談、読み上げ、手話などによるコミュニケーション）
- ・ ルール・慣行の柔軟な変更（例：障害の特性に応じた休憩時間の調整）

の3類型に整理しています。

6 「過重な負担」に当たると判断した場合

合理的配慮は、行政機関等及び事業者の事務・事業の目的・内容・機能に照らして、本来の業務に付随するものであること、障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること、事務・事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意してください。

個々の場面において、下記の考慮要素に照らし、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じた柔軟な対応をお願いします。

総合的・客観的な考慮の結果、過重な負担に当たると判断した場合は、障害者にその理由を説明するとともに、理解を得るように心がけてください。

(過重な負担の考慮要素)

- ✓事務・事業への影響の程度
(事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か)
- ✓実現可能性の程度
(物理的・技術的制約、人的・体制上の制約)
- ✓費用・負担の程度
- ✓事務・事業規模
- ✓財政・財務状況

第2章

千葉市の対応要領について

本市の対応要領のポイント

平成28年4月1日より、障害者差別解消法が施行され、千葉市の全職員は、法に基づいて定められた対応要領に則って、外部の障害者に対する適切な対応が求められます。

対応要領の概要

① 不当な差別的取扱いの禁止

障害者に対して、障害を理由として障害者でない者と比べて、不当な差別的取扱いをすることにより、その方の権利利益を侵害してはいけません。

② 合理的配慮の提供

個々の場面において、障害者から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合、必要かつ合理的な配慮の提供をしなければなりません。

③ 所属長の責務

所属長は、①職員に対し、障害を理由とする差別の解消に関する認識を深めさせ、②障害者等からの相談、苦情に対して迅速に状況確認をし、③必要性が確認された場合は、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導をすることが求められます。

④ 服務上の措置

障害者に対し不当な差別的取扱いをし、又は過重な負担がないにも関わらず合理的配慮の不提供をした場合、その態様等によっては、懲戒処分等に付されることがあります。

⑤ 相談体制

千葉市職員による障害を理由とする差別に関する外部の障害者等からの相談等に対応する窓口を、障害者自立支援課に設置しています。

不当な差別的取扱いの禁止について

障害者に対して、正当な理由なく（※）、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否すること、提供に当たって場所や時間帯などを制限すること、障害者でない者に対しては付けない条件を付けるなどにより、障害者の権利利益を侵害することは不当な差別的取扱いとして禁止されています。

※「正当な理由がある」とは

障害を理由として、財・サービスや各種機会等の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないといえる場合。なお、正当な理由に相当するか否かを判断するに当たっては、具体的な検討をせず、正当な理由を拡大解釈することのないようにしなければならない。

<不当な差別的取扱いの具体例>

- ・ 障害を理由に窓口対応を拒否する。
- ・ 障害を理由に対応の順序を後回しにする。
- ・ 障害を理由に書面の交付、資料の送付、パンフレットの提供等を拒む。
- ・ 障害を理由に説明会、シンポジウム、研修会、行事等への出席を拒む。
- ・ 障害を理由に、施設への入室を拒否したり、条件をつける。
- ・ 事務・事業の遂行上、特に必要ではないにもかかわらず、障害を理由に、来庁の際に付き添い者の同行を求めるなどの条件を付けたり、特に支障がないにもかかわらず、付き添い者の同行を拒んだりする。

合理的配慮の提供について ①

個々の場面において、障害者から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合に、実施に伴う負担が過重（※）でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、合理的配慮を提供することとされています。

※「過重な負担」とは

個々の場面において、事務・事業への影響の程度や実現可能性の程度、費用・負担の程度などの要素を考慮し、総合的・客観的に判断する。過重な負担については、具体的な検討をせずに拡大解釈することのないようにしなければならない。

<合理的配慮の提供の具体例>

①物理的環境への配慮

- 段差がある場合に、車椅子利用者にキャスター上げ等の補助をする、携帯スロープを渡すなどする。
- 配架棚の高い所に置かれたパンフレット等を取って渡す。パンフレット等の位置を分かりやすく伝える。
- 目的の場所までの案内の際に、障害者の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、前後・左右・距離の位置取りについて、障害者の希望を聞いたりする。
- 障害の特性により、頻繁に離席の必要がある場合に、会場の座席位置を扉付近にする。
- 研修会等を開催する場合には、移動距離が少ないところの部屋を利用する。なお、障害者の意向を確認したうえで可能な限り移動と受講・閲覧がしやすい席を案内する。
- 疲労を感じやすい障害者から別室での休憩の申し出があった際、別室の確保が困難であったことから、当該障害者に事情を説明し、対応窓口の近くに長椅子を移動させて臨時的休憩スペースを設ける。
- 不随意（本人の意によらない）運動等により書類等を押さえることが難しい障害者に対し、職員が書類を押さえたり、バインダー等の固定器具を提供したりする。

合理的配慮の提供について ②

- 事務室等が2階等にあるため、障害者が窓口に行くことが困難な場合は、職員が1階で受付対応をしたり、事務室等への移動を補助する。
- 庁舎内に多目的トイレ等が設置されている場合は、必要に応じて案内する。
- 災害や事故が発生した際、館内放送で避難情報等の緊急情報を聞くことが難しい聴覚障害者に対し、電光掲示板、手書きのボード等を用いて、わかりやすく案内し誘導を図る。

②意思疎通の配慮

- 筆談、読み上げ、手話、点字、拡大文字、手書き文字（手のひらに文字を書いて伝える方法）など、可能な限り本人の希望に沿ったコミュニケーション手段を用いる。なお、筆談を求められた際にすぐに対応できるよう、窓口等には紙とペンなどを用意しておく。
- 聴覚障害者に説明をする際には、マスクを外すなど口の動きが見えるようにして、口をゆっくり大きく動かして話す。また、視覚的な補助を行ったり、並行して動作を取り入れる。
- 書類記入の依頼時に、記入方法等を本人の目の前で示したり、わかりやすい記述で伝達したりする。また、本人の依頼がある場合には、代読や代筆といった配慮を行う。
- 駐車場などで通常、口頭で行う案内を、紙にメモをして渡す。
- 障害者から申し出があった際に、2つ以上のことを同時に説明することは避け、ゆっくり、丁寧に、繰り返し説明し、内容が理解されたことを確認しながら対応する。また、なじみのない外来語は避ける、漢数字は用いない、時刻は24時間表記ではなく午前・午後で表記するなどの配慮を念頭において、必要に応じて口頭に加えメモを適時に渡す。なお、紙等を書いて伝達したり、書面を示す場合には、ルビを付与した文字を用いたり、極力ひらがなを用いたり、分かち書き（文を書くとき、語と語の間に空白を置く書き方）等も必要に応じて行う。
- 意思疎通が不得意な障害者に対し、絵カード等を活用して意思を確認する。
- 比喩表現（たとえによる表現）等が苦手な障害者に対し、比喩（たとえ）や暗喩（たとえるものととえられるものをそれとなく示すこと）、二重否定表現などを用いずに説明する。
- 会議資料等について、点字、拡大文字等で作成する際に、各々の媒体間でページ番号等が異なりうることに留意して使用する。

合理的配慮の提供について ③

- 視覚障害のある委員に会議資料等を事前送付する際、読み上げソフトに対応できるよう電子データ（テキスト形式）で提供する。
- 広報・啓発や説明等に使用する映像は、可能な限り字幕付きの映像を利用する。
- 会議等において、視覚障害のある方に発言者がわかるよう、司会等が指名、若しくは発言者が名乗った上で話し始める。
- 会議の進行に当たり、資料を見ながら説明を聞くことが困難な視覚又は聴覚に障害のある委員や知的障害のある委員に対しては、ゆっくり、丁寧な進行を心がけるなどの配慮を行う。特に、質問の有無の問いかけや採決の際は慎重に対応する。
- 会議の進行に当たっては、職員等が委員の障害の特性に合ったサポートを行う等、可能な範囲での配慮を行う。
- 障害者がパニック状態になった時は、刺激しないように、また、危険がないように配慮し、周囲の方にも理解を求めながら、落ち着くまでしばらく見守る。なお、可能な限り障害者の意向を尊重したうえで落ち着ける場所を提供する。

③ルール・慣行の柔軟な変更

- 順番を待つことが苦手な障害者に対し、順番を教えるとともに、あとどのくらい待つのか見通しを示したり、周囲の方の理解を得た上で、手続き順を入れ替える。
- 立って列に並んで順番を待っている場合に、周囲の方の理解を得た上で、当該障害者の順番が来るまで別室や席を用意する。
- 障害に関する手続きや確認等を行う場合、書類の該当箇所を指差すなど、周囲の方に内容が聞こえないよう配慮する。また、必要に応じて別室等に対応する。
- 他人との接触、多人数の中にいることによる緊張により、不随意（本人の意によらない）の発声等がある場合、当該障害者に説明の上、施設の状況に応じて別室等のスペースを準備する。
- スクリーン、手話通訳者、板書などがよく見えるように、本人の意向を聞いた上で、スクリーン等に近い席を確保する。また、発言者の口の動きが見えやすい席、声が聞き取りやすい席を確保する。なお、要約筆記者がいる場合は、要約筆記者の席を確保する。

合理的配慮の提供について④

- 説明会や会議等において、定期的な休憩を入れたり、個別に説明をする時間を設ける。なお、休憩の際には、場所の確保等について障害特性に応じた必要な配慮を行う。
- 非公表又は未公表情報を扱う会議等において、情報管理に係る担保が得られることを前提に、障害のある委員の理解を援助する者の同席を認める。
- 車両乗降場所や駐車場を施設出入口に近い場所へ変更する。
- 敷地内の駐車場等において、障害者の来庁が多数見込まれる場合、通常、障害者専用とされていない区画を障害者専用の区画に変更する。

「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮の提供」について判断に迷うときは

どのような場合が「不当な差別的取扱い」にあたるかは、具体的場面・状況に応じて異なります。

また、「合理的配慮」として何をすればよいのかは、障害の特性や具体的場面・状況に応じて、多様かつ個別性の高いものです。

どのような場合が「不当な差別的取扱い」に当たるのかや、「合理的配慮」として何をすればよいのか判断に迷うときは、上司あるいは所属長へ相談してください。

障害の特性に応じた留意点について ①

障害者と接する場合には、それぞれ障害特性に応じた対応が求められます。代表的な障害特性における配慮すべき事項については、以下のとおりです。

※次に示す配慮すべき事項は、厚生労働省が策定した「障害者差別解消法福祉事業者向けガイドライン」第3(3)を参考に記載しています。障害の主な特性についても、同ガイドラインを参照願います。

○視覚障害（視力障害・視野障害）

- ・音声や点字表示など、視覚情報を代替する配慮
- ・中途受障の人では白杖を用いた歩行や点字の触読が困難な人も多いため留意が必要
- ・声をかける時には、前から近づき「〇〇さん、こんにちは。△△です。」など自ら名乗る
- ・説明する時には「それ」「あれ」「こっち」「このくらいの」などと指差し表現や指示代名詞で表現せず、「あなたの正面」「〇〇くらいの大きさ」などと具体的に説明
- ・普段から通路（点字ブロックの上等）に通行の妨げになるものを置かない、日頃視覚障害者が使用しているものの位置を変えないなど周囲の協力が不可欠
- ・主に弱視の場合、室内における照明の状況に応じて、窓を背にして座ってもらうなどの配慮が必要

○聴覚障害

- ・手話や文字表示、手話通訳や要約筆記者の配置など、目で見てわかる情報を提示したりコミュニケーションをとる配慮
- ・補聴器や人工内耳を装用し、残響や反響のある音を聞き取ることが困難な場合には、代替する対応への配慮（磁気誘導ループの利用など）
- ・音声だけで話すことは極力避け、視覚的な具体的な情報も併用
- ・スマートフォンなどのアプリに音声を文字に変換できるものがあり、これらを使用すると筆談を補うことができる

障害の特性に応じた留意点について ②

○盲ろう（視覚と聴覚の重複障害）

- ・盲ろう者関係機関に相談し、対応に関する助言を受ける
- ・障害の状態や程度に応じ視覚障害や聴覚障害の人と同じ対応が可能な場合があるが、同様な対応が困難な場合が多く、手書き文字や触手話、指点字などの代替する対応や移動の際にも配慮する
- ・言葉の通訳に加え、視覚的・聴覚的情報についても意識的に伝える
(例) 状況説明として、人に関する情報（人数、性別等）や環境に関する情報（部屋の大きさや机の配置、その場の雰囲気）など

○肢体不自由 [車椅子を使用されている場合]

- ・段差をなくす、車椅子移動時の幅・走行面の斜度、車椅子用トイレ、施設のドアを引き戸や自動ドアにするなどの配慮
- ・机アプローチ時に車椅子が入れる高さや作業を容易にする手の届く範囲の考慮
- ・ドア、エレベータの中のスイッチなどの機器操作のための配慮
- ・目線をあわせて会話する
- ・脊髄損傷者は体温調整障害を伴うことがあるため、部屋の温度管理に配慮

○肢体不自由 [杖などを使用されている場合]

- ・上下階に移動するときのエレベーター設置・手すりの設置
- ・滑りやすい床など転びやすいので、雨天時などの対応
- ・トイレでの杖おきの設置や靴の履き替えが必要な場合に椅子を用意するなどの配慮
- ・上肢の障害があれば、片手や筋力低下した状態で作業ができる配慮

○構音障害

- ・しっかりと話を聞く
- ・会話補助装置などを使ってコミュニケーションをとることも考慮する

障害の特性に応じた留意点について ③

○失語症

- ・表情がわかるよう、顔を見ながら、ゆっくりと短いことばや文章で、わかりやすく話しかける
- ・一度でうまく伝わらない時は、繰り返して言ったり、別のことばに言い換えたり、漢字や絵で書いたり、写真・実物・ジェスチャーで示したりすると理解しやすい
- ・「はい」「いいえ」で答えられるよう問いかけると理解しやすい
- ・話し言葉以外の手段（カレンダー、地図、時計など、身近にあるもの）を用いると、コミュニケーションの助けとなる

○内部障害

- ・ペースメーカーは外部からの電気や磁力に影響を受けることがあるので注意すべき機器や場所などの知識をもつ
- ・排泄に関し、人工肛門の場合、パウチ洗浄等特殊な設備が必要となることへの配慮
- ・人工透析が必要な人については、通院の配慮
- ・呼吸器機能障害のある方は、慢性的な呼吸困難、息切れ、咳等の症状があることを理解し、息苦しくならないよう、楽な姿勢でゆっくり話をしてもらうよう配慮
- ・常時酸素吸入が必要な方は、携帯用酸素ボンベが必要な場合があると理解

○重症心身障害・その他医療的ケアが必要な者

- ・人工呼吸器などを装着して専用の車椅子で移動する人もいるため、電車やバスの乗降時等において、周囲の人が手伝って車椅子を持ち上げるなどの配慮が必要
- ・体温調整がうまくできないことも多いので、急な温度変化を避ける配慮が必要

障害の特性に応じた留意点について ④

○知的障害

- ・言葉による説明などを理解しにくいいため、ゆっくり、ていねいに、わかりやすく話すことが必要
- ・文書は、漢字を少なくしてルビを振る、文書をわかりやすい表現に直すなどの配慮で理解しやすくなる場合があるが、一人ひとりの障害の特性により異なる
- ・写真、絵、ピクトグラムなどわかりやすい情報提供を工夫する
- ・説明が分からないときに提示するカードを用意したり、本人をよく知る支援者が同席するなど理解しやすくなる環境を工夫をする

○発達障害 [自閉症、アスペルガー症候群を含む広汎性発達障害（自閉症スペクトラム）]

- ・本人をよく知る専門家や家族にサポートのコツを聞く
- ・肯定的、具体的、視覚的な伝え方の工夫（「○○をしましょう」といったシンプルな伝え方、その人の興味関心に沿った内容や図・イラストなどを使って説明するなど）
- ・スモールステップによる支援（手順を示す、モデルを見せる、体験練習をする、新しく挑戦する部分は少しずつにするなど）
- ・感覚過敏がある場合は、音や肌触り、室温など感覚面の調整を行う（イヤーマフを活用する、大声で説明せずホワイトボードで内容を伝える、人とぶつからないように居場所を衝立などで区切る、クーラー等の設備のある部屋を利用できるように配慮するなど）

○発達障害 [学習障害（限局性学習障害）]

- ・本人をよく知る専門家や家族にサポートのコツを聞く
- ・得意な部分を積極的に使って情報を理解し、表現できるようにする（ICTを活用する際は、文字を大きくしたり行間を空けるなど、読みやすくなるように工夫する）
- ・苦手な部分について、課題の量・質を適切に加減する、柔軟な評価をする

障害の特性に応じた留意点について ⑤

- **発達障害 [注意欠格多動性障害（注意欠如・多動性障害）]**
 - ・ 本人をよく知る専門家や家族にサポートのコツを聞く
 - ・ 短く、はっきりとした言い方で伝える
 - ・ 気の散りにくい座席の位置の工夫、分かりやすいルール提示などの配慮
 - ・ ストレスケア（傷つき体験への寄り添い、適応行動が出来たことへのこまめな評価）
- **その他の発達障害**
 - ・ 本人をよく知る専門家や家族にサポートのコツを聞く
 - ・ 叱ったり拒否的な態度を取ったり、笑ったり、ひやかしたりしない
 - ・ 日常的な行動の一つとして受け止め、時間をかけて待つ、苦手なことに無理に取組まず出来ることで活躍する環境を作るなど、楽に過ごせる方法を一緒に考える
- **精神障害 [統合失調症]**
 - ・ 統合失調症は脳の病気であることを理解し、病気について正しい知識を学ぶ必要がある
 - ・ 薬物療法が主な治療となるため、内服を続けるために配慮する
 - ・ 社会との接点を保つことも治療となるため、本人が病気と付き合いながら、他人と交流したり、仕事に就くことを見守る
 - ・ 一方で、ストレスや環境の変化に弱いことを理解し、配慮した対応を心掛ける
 - ・ 一度に多くの情報が入ると混乱するので、伝える情報は紙に書くなどして整理してゆっくり具体的に伝えることを心掛ける
 - ・ 症状が強い時には無理をさせず、しっかりと休養をとったり、速やかに主治医を受診することなどを促す

障害の特性に応じた留意点について ⑥

○精神障害 [気分障害]

- ・ 専門家の診察の上で、家族や本人、周囲の人が病気について理解する
- ・ 薬物療法が主な治療となるため、内服を続けるために配慮する
- ・ うつ状態の時は無理をさせず、しっかりと休養をとれるよう配慮する
- ・ 躁状態の時は、金銭の管理、安全の管理などに気を付け、対応が難しい時には専門家に相談する
- ・ 自分を傷つけてしまったり、自殺に至ることもあるため、自殺などを疑わせるような言動があった場合には、本人の安全に配慮した上で、速やかに専門家に相談するよう本人や家族等に促す

○精神障害 [依存症（アルコール）]

- ・ 本人に病識がなく（場合によっては家族も）、アルコール依存症は治療を必要とする病気であるということを、本人・家族・周囲が理解する
- ・ 周囲の対応が結果的に本人の飲酒につながってしまう可能性があるため、家族も同伴の上で、アルコール依存症の専門家に相談する
- ・ 一度断酒しても、再度飲酒してしまうことが多いため、根気強く本人を見守る

○精神障害 [てんかん]

- ・ 誰もがかかる可能性がある病気であり、専門家の指導の下に内服治療を行うことで、多くの者が一般的な生活が送れることを理解する
- ・ 発作が起こっていないほとんどの時間は普通の生活が可能なので、発作がコントロールされている場合は、過剰に活動を制限しない
- ・ 内服を適切に続けることが重要である。また、発作が起こってしまった場合には、本人の安全を確保した上で専門機関に相談する

障害の特性に応じた留意点について ⑦

○精神障害 [認知症]

- ・高齢化社会を迎え、誰もが認知症とともに生きることになる可能性があり、また、誰もが介護者等として認知症に関わる可能性があるなど、認知症は皆にとって身近な病気であることを理解する
- ・各々の価値観や個性、想い、人生の歴史等を持つ主体として尊重し、できないことではなく、できることに目を向けて、本人が有する力を最大限に活かしながら、地域社会の中で本人のなじみの暮らし方やなじみの関係が継続できるよう、支援していく
- ・早期に気付いて適切に対応していくことができるよう、小さな異常を感じたときに速やかに適切な機関に相談できるようにする
- ・BPSD（※）については、BPSDには、何らかの意味があり、その人からのメッセージとして聴くことが重要であり、BPSDの要因として、さまざまな身体症状、孤立・不安、不適切な環境・ケア、睡眠や生活リズムの乱れなどにも目を向ける
 - ※BPSDとは、行動・心理症状と呼ばれる症状で、徘徊、不穏、興奮、幻覚、妄想などの症状がある
- ・症状が変化した等の場合には、速やかに主治医を受診し、必要に応じて専門機関に相談することなどを促す

○難病

- ・専門の医師に相談する
- ・それぞれの難病の特性が異なり、その特性に合わせた対応が必要
- ・進行する場合、病態・障害の変化に対応が必要
- ・排泄の問題、疲れやすさ、状態の変動などに留意が必要
- ・体調がすぐれない時に休憩できる場所を確保する

障害の特性に応じた留意点について ⑧

○ 高次脳機能障害

- ・ 本障害に詳しいリハビリテーション専門医やリハ専門職、高次脳機能障害支援普及拠点機関、家族会等に相談する

◎ 記憶障害

- 手がかりがあると思い出せるので、手帳やメモ、アラームを利用したり、ルートマップを持ち歩いてもらうなどする
- 自分でメモを取ってもらい、双方で確認する
- 残存する受傷前の知識や経験を活用する（例えば、過去に記憶している自宅周囲では迷わず行動できるなど）

◎ 注意障害

- 短時間なら集中できる場合もあるので、こまめに休憩を取るなどする
- ひとつずつ順番にやる
- 左側に危険なものを置かない

◎ 遂行機能障害

- 手順書を利用する
- 段取りを決めて目につくところに掲示する
- スケジュール表を見ながら行動したり、チェックリストで確認する

◎ 社会的行動障害

- 感情をコントロールできない状態にあるときは、上手に話題や場所を変えてクールダウンを図る
- 予め行動のルールを決めておく

「合理的配慮サーチ」（合理的配慮等具体例データ集）について

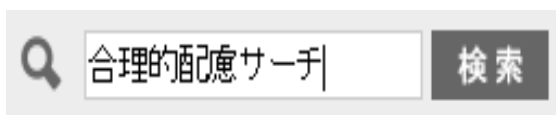
障害者差別解消法は、「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を義務付けています。

具体的にどのような場合が「不当な差別的取扱い」に当たるのかは、具体的場面・状況に応じて異なります。また、合理的配慮として何をすればよいのかは、障害の特性や具体的場面・状況に応じて、多様かつ個別性の高いものです。

このため、内閣府において、具体例を収集・整理し、活用してもらうための「合理的配慮等具体例データ集『合理的配慮サーチ』」を立ち上げています。

利用者のニーズに応じた情報提供ができるよう、検索機能のほか、障害種別ごと、生活の場面ごとに具体例を一覧できる仕組みとなっています。

具体例については収集・蓄積し、内容を充実させていく予定となっています。



リンク先（内閣府ホームページ）

<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jirei/>